

オンライン学会発表におけるコンテンツガイドライン

オンラインによる学会発表は、著作権法上の「公衆送信」（自動公衆送信による再送信）にあたる考えられます。公衆送信権には、著作物を放送する権利とインターネット等でダウンロードや閲覧、視聴ができるようにする権利が含まれています。

オンライン学会発表における講演資料（コンテンツ）の著作権は発表者に帰属します。したがって、当該講演資料が第三者の権利や利益の侵害問題を生じさせた場合、発表者が一切の責任を追うことになります。

第 180 回秋季講演大会をオンライン開催とするにあたり、オンライン学会発表におけるコンテンツガイドラインを作成いたしましたので、講演資料作成の参考にしてください。なお、本ガイドラインを守れば絶対に著作権問題が起きないという訳ではなく、また本ガイドラインを全て守らないと著作権問題が起きるといってもありません。これらの点にご留意の上、ご自身の判断で講演資料を作成して下さい。

- 1) 他者が著作権を有する音楽を流さないこと。もし発表において必要不可欠な場合は、あらかじめ著作権者および著作隣接権者から必要な許諾を得ておくこと。
- 2) 他者が著作権を有する写真・映像は使わないこと。たとえ他人の論文の「引用」だと自分で思っている場合でも不可。もし発表において必要不可欠な場合は、あらかじめ著作権者および著作隣接権者から必要な許諾を得ておくこと。

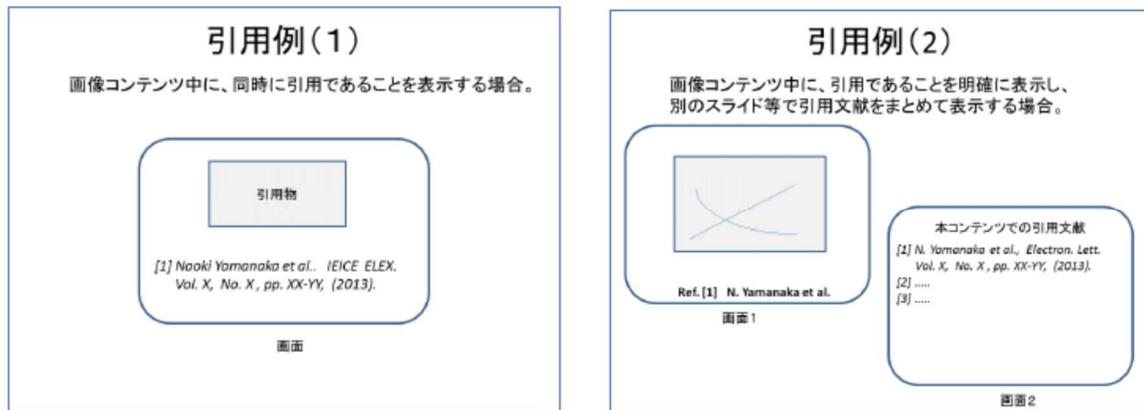
※インターネット上において、「フリー素材」、「無料イラスト」等として無料提供されている音楽／画像についても、全く自由に利用できるわけではない。利用にあたっては、提供先のサイトに記載された「利用条件」を確認し、その範囲内で使用すること。

- 3) 神社・寺・仏閣・美術品・芸能人の肖像・映画のシーン等は、自分が撮影した写真や画像であっても絶対に使用しないこと。
 - 神社・仏閣等は、所有権や敷地管理権に基づく許諾契約が求められる。これらは特にネット配信に対して厳しい態度を取る傾向がある。
 - 芸能人の肖像はパブリシティ権がある。
 - 映画のシーン等の映像コンテンツは、交渉しても許諾が下りない。

4) 引用に際しては、次の「引用の三条件」を遵守すること

- 引用部分と他の部分の明確な区分をすること。
- 量・質ともに、引用部分が「従」でオリジナル部分が「主」の関係にあること。
- 慣行にしたがった出典の明示

※参考：引用の際の出典明示例



出典：一般社団法人電子情報通信学会

5) 文章の「引用」であっても、文献資料等を対象にした研究発表では、引用の主従関係要因から判断して（引用の量ではなく質も考慮して）、資料の引用部分が「主」となる場合が考えられる。その場合は、引用行数が短くても全ての著作者から許諾を得ること。

6) 単行本の図表をそのまま引用する場合は注意すること。図表は出版社が作成して、出版社が著作権を有しているケースが多々あるので、文章の著者から許諾を得ただけでは、図表を配信に使用できない場合もある。

7) 本の表紙や絵は出版社に確認の上、指定された条件にしたがって使用すること。

謝辞：本ガイドライン作成にあたり、一般社団法人電子情報通信学会、一般社団法人日本文化人類学会および一般社団法人学術著作権協会の取り組みを参考にさせていただきました。ここに厚く御礼申し上げます。